

平成28年度川越市食品衛生監視指導計画（案）に対するご意見と本市の考え方について

平成28年度川越市食品衛生監視指導計画（案）につきまして、平成28年1月25日から平成28年2月23日までの間ご意見を募集したところ、2名（1名、1団体）の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

項目	意見の概要	意見に対する市の考え方	
全体の意見	埼玉県、さいたま市、越谷市、川越市で文章表現が一致しておらず理解することが難しいため、埼玉県、さいたま市、越谷市の間で連携を取り、消費者にわかりやすい計画と報告の作成を要望します。	埼玉県、さいたま市及び越谷市と業務連絡会議等により連携を図っています。今後もわかりやすい表現になるよう努めます。	
	計画公表時期は、計画への議論がすすむよう、年内を目安に計画を公表できるようにしてください。	公表時期につきましては、日々変化する食品をめぐる状況を極力計画に反映させるため、この時期としています。	
	祭り等でキュウリなど、生ものを販売している売店が多く、腸管出血性大腸菌食中毒が発生していることが見受けられます。もう少し売店ごとに注意を呼びかけることは可能か。	「川越市における行事に伴う食品の臨時出店に係る指導要領」により、引き続き個別に衛生指導を行います。	
第3 監視指導の実施体制等に関する事項	2 厚生労働省、関係自治体及び庁内との連携	高齢者や乳幼児などハイリスク者向け食品取扱施設に食の安全、食中毒の発生状況などの情報が常に流されるよう、高齢者や子育ての担当部局との日常	4 ページに記載のとおり、引き続き庁内担当部署と連携します。

		的な情報共有、連携がすすみ、未然に防げる体制づくりがすすむことを望みます。	
第4 監視指導計画	2 重点的監視事項 (4) 適正な食品表示への対策	食品等事業者が適切な表示がおこなえるように、監視指導を実施してください。食品・環境衛生課で指導する項目以外のものについても、関係各機関との連携をとり、適正表示をすすめてください。	13 ページに記載のとおり、引き続き表示に係る監視指導を行い、関係機関と連携します。
		監視指導計画の中に、農産物直売所に対する表示の監視指導強化を盛り込んでください。	市内農産物直売所の特性、規模、流通状況等を踏まえ、引き続き15 ページに記載のとおり業種ごとに監視回数分類を行い、監視指導を行います。
第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進	3 HACCP 導入の推進	食の安全確保の方法として HACCP 導入型基準は有効であると考えます。計画にも記載されておりますが、普及啓発及び、導入の推進をすすめるための施策を具体化して取り組んでください。	引き続きリーフレットの配布、各種講習会等を通して HACCP の普及啓発及び導入の推進に努めます。

その他のご意見（計画（案）に関するもの以外）1件